



幼稚園誕生の時代

—— 関信三の葛藤 ——

国吉 栄

(十) 『幼稚園創立法』—— 関信三の幼稚園

『幼稚園創立法』の発見

数年前、国会図書館に調べものに通っていたときのことである。本の出庫を待って手持ち無沙汰になっていた私は、気分転換のつもりで憲政資料室をのぞいてみることにした。関信三の任官に関わる資料が三条実美のもとになにか残っているかもしれない、ふと思

いついたのである。元謀者のなかには三条の斡旋で職を得た者もある。ところが、三条家文書の目録を繰っていた私の目に飛び込んできたのは、「関信三 幼稚園創立法」、という思いもかけない文字だった。

『幼稚園創立法』は、文字通り、幼稚園を創設するための手引き書で、わが国の幼稚園黎明を飾るきわめて興味深い書物である。当時皇子建宮の成長にと

なつて宮内省で幼稚園設立の計画があり、内論を受け
た関信三がその目的のために執筆し、明治十一年四月
に完成したとされる。同年十二月、一般向けに改訂さ
れたものが文部省『教育雜誌』八十四号に発表され
たことよつて、公になつた。しかし、もともとの原本
は、写本が大阪の愛珠幼稚園に一部残つてゐるもの
の、誰も目にすることがない、というまぼろしの本で
あつた。

関信三の幼稚園論の集大成である『幼稚園創立法』
の原本が、彼の隠された生涯をたどる作業の中で発見
された。そのこと自体が私には何よりも感慨深かつ
た。これまでたびたびふれてきたように、三条実美は
キリスト教課者の最高責任者であつた。課者たちはひ
たすら三条の耳に届けるべく、困難な中で何通もの探
索報告書を書いてきた。三条は、キリスト教黙認、解
禁後も、「よくやつた、これからも頼む」と、課者た
ちを勉励し続けたのである。その三条実美のもとに、

『幼稚園創立法』が眠つてゐた――。

かつて課者たちが闇から闇に葬られようとしたと
き、課者豊田道二は小栗憲一に言った。

「実ニ御一新以来許多ノ光陰、只此目的ヲ誤ルノミ、
慷慨悲憤ニ耐ヘス、抑官ヨリ目的ヲ誤ラシムルニ非
スヤ」。

小栗も三条実美に迫つた。

「其实効顯著セサル所ハ廟議ノ変化ニアリ、課者ノ罪
ニ非ス」。

関信三も、これに近い思いを抱いていた時期がな
かつたとは言えないであらう。彼らの人生は政治に翻
弄された。政策の変更によつて、彼らの存在はまった
く無益なものとなつた。いやむしろ、あつてはならな
いものになつてしまつた。しかし、関信三は豊田のよ
うに、「抑官ヨリ目的ヲ誤ラシムルニ非スヤ」という
意識は強くなかつたのではないか。彼らを道具として
利用した政権に対する批判はあつたとしても、彼らの
側もまた政権を利用しようとしたのである。彼は自分
自身がそうした生き方を選択したという認識を、最後

まで失うことはなかった。彼は帰国後、属していた仏教集団を静かに離れた。それは、意志を持ったひとり人間としての無言の宣言だったと私は思う。

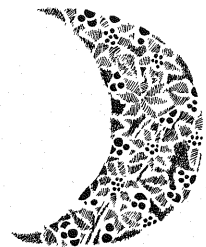
その彼が、今、何者の道具でない自由な人間として、かつて「伝言機械」として仕えた三条実美に、「人類の自由と自治」をめざして著した自書を献じた。書庫の奥から取り出された『幼稚園創立法』は、上質和紙を美しいこよりで綴じた端正な書で、はじめて日の光に当たると見紛うほどに真っ白だった。文字は受洗直後に太政官に提出した長い涙告の書と同じ几帳面な浄書。巻末には「東京女子師範学校附属幼稚園監事関信三」という肩書き署名。「我ここに在り」という関信三の声を聞く思いであった。

その頃の関信三

幼稚園が歩み始めた日々のひとつひとつは、ひとり人間としての関信三の新しい出発の日々でもあった。『幼稚園記』出版直前の明治九年六月、長女せい

が生まれた。心休まらぬ長い年月、はじめて家庭を持ち、穏やかな生活を得た関信三が、日一日と近づくわが子の誕生を心待ちにしな

がら、与えられた未知の書物を翻訳している姿を想像する。そして十一月、幼稚園の仮開業。一から始めた保育の日々。翌十年七月、『幼稚園記附録』出版。同年十一月、保母たちも子どもたちも幼稚園というものによりやく慣れたころ、皇后・皇太后の行啓を得て幼稚園の開業式が盛大に挙行された。関信三は、いよいよ一層幼稚園の仕事に精根を傾けていた。開業式直前に主席保母松野クララに一子文（ふみ）が生まれた。クララ自身の登園は思うにまかせぬ状態であったが、彼はクララに相談しつつ、日々の保育の橋渡しに努めていた。そうした中で、彼の幼稚園に対する考えは、しだいにはっきりとした輪郭を持つようになってい



く。すでにこの頃には、幼稚園に関する知識で関信三の右に出るものはまったくなかった。

その年の暮れ、次女が生まれた。彼はこの娘をふみと名づけた。二か月前に生まれたクララの娘と同じ名前である。このことから、私たちは関信三がクララを尊重していたことを知る。また、幼稚園の仕事にたずさわり、幼稚園社会の調和の中にいるその時の自分を、彼自身が肯定していたことも知ることができる。

そして、今晴れやかに展開している幼稚園に、同じく新時代を生きるわが子の未来を重ねあわせて、新たな希望を抱いていたことも知ることができると思う。自信と希望に満ちた、彼にとつて最も良い時であった。

このような最高の時に、文部大輔田中不二麿から、『幼稚園創立法』執筆の内論が下ったのである。

『幼稚園創立法』の構造

『幼稚園創立法』は、「緒言」と「設立方法」の二部からなっている。表紙に書かれた書名とは別に、「設

立方法」の部の前に改めて『幼稚園創立法』と書かれていることから、それ以降が同書本来の目的であり、関信三が書くことを求められたものであろうと想像される。「設立方法」は、「屋宇ノ結構」「園丁ノ景況」「什具ノ排置」「玩具ノ供給」「職員ノ責任」の五項に分かれ、幼稚園の設立に関わる様々なことが、具体的、かつ詳細に書かれている。一般向けに改訂して発表された活字版にはないが、原本では、園舎から書籍に至るまでの詳細な費用明細表が巻末に添付されている。すぐにでもそれによつて幼稚園が創始できるように用意されていたことがわかる（註）。

しかし、関信三は求められた具体的な設立方法だけでなく、幼稚園教育の一人者として、総合的な幼稚園書を書き上げたいと考えたのだろう。そういう彼の思いが込められたのが「緒言」である。「緒言」は、「緒言」というには頁数も多く、かつ多くはこれまで彼が紹介したことのない新しい分野であった。『幼稚園創立法』は依頼によつて書き始められた幼稚園設立のマ

ニユアルであつたが、関信三自身の意図によつて、い
わば独立の幼稚園書といふべきものが構想されたので
ある。彼は同書を、宮内省用にとどまらず、今後開か
れるであろうすべての幼稚園の基本型として著した。
原本と活字版に見られるさまざまの違いは、前者が書
かれた目的の特殊性によるにすぎない。

『幼稚園創立法』については、倉橋惣三氏の『日本幼
稚園史』以来今日の研究に至るまで、一貫して、翻訳
ではなく著作、すなわち幼稚園に関する日本人初の書
き下ろしであるとされてきた。もちろん、『幼稚園創
立法』は、その構成からみて、何らかの外国文献その
ものの翻訳であるということはありえない。たしかに
その意味では、同書は関信三の著作であつて、訳書で
はない。しかし私は今回の関信三研究の過程で、彼の
幼稚園理解の根拠を知るためには、彼が読んだ幼稚園
文献の全体象をつかむことが必要であると考え、それ
を試みた。その作業を通して、『幼稚園創立法』の多
くの部分が、多数の英語文献を翻訳したものの組合せ

から成り立っていることを知るに至つた。「緒言」に
限つていえば、これらは全て翻訳である。また「設立
方法」の骨子も、多くは外国文献に依拠している。

しかし『幼稚園創立法』に関していえば、著書か訳
書かという問題は、それを論ずること自体に意味はな
い。それを考えることが日本の幼稚園論の本質にふれ
るという認識に立つて、初めて意味を持つ問いとな
る。そうすることによつて初めて、著書でもあり訳書
でもある同書の価値を、歴史の中に正當に位置づけ
ることができるのではないかと思う。

園長の職責

すべて外国文献の翻訳であつた「緒言」に較べて、
「設立方法」には、外国文献に学びつつも、関信三自
身の幼稚園に対する考え方が大胆に表明されてい
ておもしろい。関信三は『幼稚園創立法』を完成させた翌
年に亡くなるので、そこに表されているのは彼が獲得
した最終的な幼稚園像といつてよいであろう。

なかでも私が最も注目するのは、彼が、現に自らが園長としてその責任を持つている幼稚園とは違う、全く新しい幼稚園を提案していることである。たとえば、彼が提案した幼稚園は附属幼稚園の三分の一の規模であった。あるいは、これまでにない机や椅子を導入した……。彼はどうしてこのような提案をしたのであろうか。今回はさまざまな興味深いことがらの中から「園長」についての記述を取り上げて、彼の幼稚園観を探ってみることにしたい。

「設立方法」の最後の「職員ノ責任」の項に、幼稚園に必要な職員の種類と人数、職務内容、給与等が書かれている。それによれば園長は月給五十円以上百円以下、保母は十円以上二十円以下、見習が五円以上十円以下となっている。保母の数は、原本では保母一、保母見習二、活字版では保母一、保母助手四であるから、園長ひとりの給与は保母、保母見習全員の給与の合計を大きく上回っている。

園長について、彼は次のように述べている。

「園長ハ専ラ保育方法ノ適否ヲ監督シ博ク園務ヲ総理スルヲ其任トスヘキヲ以テ眞実ニ幼稚園ノ性質ニ通曉セシ者ヲ要ス然リ而シテ現今本邦ニ在テ幼稚園ノ設立尚ホ創始ニ属スルヲ以テ経験ノ功蹟甚ダ微ナリ故ニ其法制ノ如キ未タ完成ノ域ニ達セサルニ似タリ是ヲ以テ方今創設ノ各園ニ於テ園長ノ地位ヲ占メル者ハ須ラク日二月ニ改良ノ点ニ意ヲ尽シ眼ヲ注スヘキナリ殊ニ本邦ニ於テハ未タ幼稚園ニ關涉スル邦言ノ書籍ニ乏キヲ以テ瑣々タル園事ヲ質セント欲スルモ必ス洋書ノ説明ヲ仰カサルヲ得ス是レ此任ニ当ル者ハ最モ適當ノ人材ナルヘキハ勿論加施^マ多少洋学力アル者ヲ要スル所以ナリ。月給金五十円以上金百円以下トナス」(傍線筆者)。

関によれば、園長の務めは「専ラ保育方法ノ適否ヲ監督シ」、「博ク園務ヲ総理スル」ことである。そのためには「眞実ニ幼稚園ノ性質ニ通曉」していなければならない。しかるにわが国では幼稚園は創始されたばかりで経験から得られるものはなさに等しい、と現状

を述べる。その通りであろう。けれども私はその次に意外な文を見出し出して驚いてしまった。傍線を付した文である。

気づかれた方もあるかもしれないが、これは『幼稚園記』の、「フレibel氏ノ所謂法制ノ卓越ナルモ未ダ此ノ如キ高度ニ達セス」という彼自身の文章を下敷きにしてゐる。『幼稚園記』について述べた時にふれたように、これは誤訳であつた。幼稚園の規模が今後大きくなるであろうという文章に続く文で、原文は、

“Froebel's excellent system has, thus far, not been tried on so large a scale.”となつてゐる。「フレイベルの優れた方式は今までそのように大きな規模で試みられたことはなかつた」という意味であるが、幼稚園の規模に関する記述の真意を取り損なつたために、こゝもそれに引きづられて前記のような訳になつてしまつた個所である。

そのとき述べたように、私は（中村正直も含め）ドゥアイの文章の誤訳が最初の幼稚園の大きさを決定

したと考へたが、影響はそれだけに止まらなかつたのである。規模の読み違への結果、次の文章をも誤訳してしまつたことによつて、

関信三の中に、ごく早い段階で彼の幼稚園観の輪郭が固定されてしまつた。すなわち、「フレイベルの幼稚園は未だ完成されてゐない」。彼はその理解の根拠が自分の誤訳にあることに気づいておらず、ドゥアイがそう言つてゐると信じて疑わない。幼稚園が開園される以前になされた誤訳がそのまま生き続け、それが彼の幼稚園観の土台を形成してきたということに、私は彼の園長論を読んで初めて気づき、愕然としたのである。日本の幼稚園は幾重もの誤解の上に形造られていたことになる。

彼の園長論の続きに戻ろう。わが国では幼稚園が造られたばかりで経験が足りないが、それはフレイベル



の法制がまだ完成の域に達していないことに似ている。だから（世界中の）園長は、「須ラク日二月ニ改良ノ点ニ意ヲ尽シ眼ヲ注スヘキ」である、という。私（世界中の）、と言葉を補ったのは、次に「殊ニ本邦ニ於テハ」と日本の特殊性に言及されていることから、このことを述べた時、彼の中には「世界の中の日本」という視点があつたことを確認したいたためである。幼稚園はその基礎がまだ完成されたものではない。そのため世界中の園長が、その改良に取り組まねばならないし、わが国の園長も皆それに参与するのだ。未完成品であるから、方法の探求もしなければならぬ。しかしわが国においては、まだ日本語で書かれた幼稚園に関する書物が乏しい。「瑣々タル園事ヲ質セント欲スルモ必ス洋書ノ説明ヲ仰カサルヲ得ス」であるから、園長たるものは「多少洋学力アル者ヲ要ス」のである。

関の考えでは、園長に「洋学力」が必要なのは、外国の完成された教育施設を模倣するためではなかつ

た。外国文献を紹介すればそれで仕事が終わるものでもない。園長には、外国で生まれ、外国で行われている未完の施設を、わが国で完成したものへと造り上げていく任務がある。世界の中に生きる日本の視点である。そのため的手段として、園長は「多少洋学力アル者ヲ要ス」のである。

関信三がそのような使命を持つ園長を、一握りの園に限定しないで、これから設立をめざすすべての幼稚園にも求めたのは、彼の幼稚園に賭ける期待の大きさを表わすとともに、幼稚園は未完成なものであるという彼の認識によるものであつた。完成されたものであるなら、たとえば関のような代表者が翻訳・紹介すれば十分であろう。しかし幼稚園の法制そのものが未完成であるがゆえに、個々の幼稚園の園長自らが、日々洋書籍を通して研鑽しなければならないのである。

彼が描く園長像は、関信三自身である。彼は自ら書いた通りのことを行ってきた。「未完成」施設たる幼

稚園の園長として、安然としてはいられなかつたのである。未成品であるなら、生涯を賭けてその改良に取り組もうではないか。だから「園長ハ専ラ保育方法ノ適否ヲ監督シ」、「須ラク日二月ニ改良ノ点ニ意ヲ尽シ眼ヲ注スヘキナリ」、ということになる。彼にとつて、それは決して机上の論ではない。園長の肅然たる任務にはかならなかつたのである。

こう考えることによつて初めて、彼の行動の多くを理解することができる。現行の三分の一の規模の幼稚園を主張したり、机や椅子を入れ替えるという思いきつたことも、「未完成の法制」を「日二月ニ改良ノ点ニ意ヲ尽シ」た結果としてなら、より理解しやすい出来事である。外国文献を渉猟し、翻訳と著述が入り交じる彼の執筆姿勢も、ここに原点がある。彼は、園長にはその給与に見合うなすべき仕事があると考えていた。決して名譽職としての園長ではなかつた。彼のこの考えには、幕末維新の動乱期に外国の脅威におびやかされ、今は国を開いて世界の中に生きる場所を見

出そうと歩みだした、日本そのものの姿が見えるように思う。

関信三のこの園長像は、日本の幼稚園の草創期にふさわしいものであつたが、しかし、のちにまで尾を引く重要な問題を含んでいたように思う。最も重要だと思われるのは、彼が、時代性のゆえに、誤解のゆえに、また自らの生涯が重なるがゆえに、園長の役割を重視したことによつて、結果的に園長の地位が固定化され、その一方で保母の働きが軽視される傾向を生み出したのではないか、ということである。「日二月ニ改良ノ点ニ意ヲ尽」すとは、保育においてはむしろ保母にこそ求められる職務であろう。植物の園丁が植物をよく観察してふさわしい方法に改良するように、保母は「子ども

の園」に育つ子どもを日々よく知ることによつて、その成長にかなうように保育の方法を改良しなければな



らない。関信三の幼稚園は、惜しむらくは、この視点が弱かったのではないだろうか。「園長」は『幼稚園創立法』において関信三が初めて使った語であるが、以後の日本の幼稚園には必ず園長がいることになる。

日本では園長はなくてはならないものになった。しかし、背後にあった時代の意志ともいうべきものが失われると、「園務ヲ総理スル」ことだけが園長の職務になつてしまうのであろう。

しかしこのような園長像は、とりもなおさず、関信三が幼稚園というものを、彼自身の理解に従つて、正面から自分の身に引き受けようとした結果であつた。

関信三は彼の幼稚園理解の集大成である「幼稚園創立法」において、「日二月ニ改良ノ点ニ意ヲ尽」した彼にとつての理想の幼稚園を描き切つた。そしてさらに、自らが初代となつた園長という職の、世界に寄与すべき重責を明らかにし、その書を三条実美に献じることによつて、幼稚園そのものを自らの生涯の集大成としたのである。

今回は、彼の最後の書となつた『幼稚園法二十遊嬉』について書いてみたい。

註 「幼稚園創立法」の原本には、本体とは別に、「幼稚園屋宇仕様書」と題する和綴じ冊子が添付されていた。実際に園舎を建てるために建築の専門家によつて書かれたものやうで、同じく手書きであるが、『幼稚園創立法』が併書で書かれているのに対し、こちらは行書で、用いられている和紙も薄手で、罫線が引かれた一般的なものである。園舎建築の方法と仕様の詳細が書かれており、当時の幼稚園舎の実際に関心のある研究者、あるいは明治初年の洋風建築についての研究者にとつて、益するところが多いのではないかと思われる。